

平成 22 年 6 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名 代表取締役社長 玉村 剛 史
(コード番号：9435 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

取締役に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成22年6月14日付の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条及び平成20年6月24日開催の当社第21回定時株主総会決議に基づき、当社取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1、ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

新株予約権を引き受ける対象者の当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上をはかることを目的とし、以下に記載の要領に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

2、新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者および割当てる新株予約権の数

当社取締役 1名 200個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は会社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

新株予約権の総数は200個とし、新株予約権の目的である株式の種類及び総数は会社普通株式 20,000株とする。

但し、当社が株式分割（会社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。）または株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、下記（5）行使価格の調整②に従い行使価額の調整がなされた場合には、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は

必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数
200個

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払い込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する会社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は下記によって決定される額とする。

当初の行使価額は、平成22年5月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日（平成22年6月30日）の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の最終価額）を下回る場合は当該終値とする。

行使価額の調整

① 新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 新株予約権の発行後、当社が、次の(i)(ii)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(i) 調整前行使価額を下回る1株当たり払込金額をもって会社普通株式を新規に発行又は自ら保有する株式を移転等処分する場合（新株予約権の行使に基づき会社普通株式を交付する場合を除く）。

(ii) 調整前行使価額を下回る1株当たり払込金額をもって会社普通株式を取得しうる新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、会社普通株式を発行又は自ら保有する会社普通株式を処分する場合。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。

③ 上記①、②のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使期間

平成25年6月15日から平成32年6月14日まで

(7) 新株予約権行使の条件

- ① 対象者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。
- ② 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の対象者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（5）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権の行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（８）に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(12) 新株予約権の割当日

平成22年6月30日

以上